

介護関連事業所の皆さまへのお願い

移住者の補助金の申請にあたり、下記の条件を付しております。
ついては、移住した従業員から補助金申請の要望があった場合のご協力をよろしくお願ひします。

条件：採用された介護関連事業所で2年間継続して勤務すること。
(※期間内に移住者が自己都合で辞めた場合は補助金返還となります。)

介護関連事業所（雇用者）の皆さまにおかれましては、可能な限り雇用の維持、継続をお願いします。

参考

就職者が行う石垣市U・Iターン応援 事業補助金交付申請の流れ

Step 1

石垣市内の介護関連事業所の求人を探し、採用の内定をもらう。



石垣島の求人と移住の情報をチェック

求人している介護関連事業所が対象か不明な場合は石垣市に確認してください。

Step 2

石垣市に移住して働きはじめる。
(令和2年10月1日以降)



移住
&
就職

Step 3

補助金交付申請書(※)を必要書類を添えて石垣市に提出する。

添付に必要な書類は石垣市HPで確認してください。

メニューから【健康・医療・福祉】タブ → 【高齢者福祉・介護】と進んでください。

補助金についての問い合わせ先

〒907-8501

沖縄県石垣市美崎町14 石垣市役所 福祉部 介護長寿課 介護保険係まで

TEL:0980-82-7158 FAX:0980-83-5525

Mail:kaigo@city.ishigaki.okinawa.jp